

## 教育民生委員協議会記録

開会年月日	令和6年2月6日
開会時刻	午前11時27分
閉会時刻	午後0時11分
出席委員名	◎宮崎 誠    ○楠木宏彦    大西要一    中村 功
	井村貴志    野崎隆太    吉井詩子    吉岡勝裕
	藤原 清史 議長
欠席委員名	—
署名者	—
担当書記	野村 格也
協議案件	1 伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について
	2 伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）のパブリックコメントの結果について
	3 第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）のパブリックコメントの結果について
	4 第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について
	5 第2次伊勢市自殺対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について《報告案件》
	6 おたふくかぜワクチンの公費助成について《報告案件》
	7 管外行政視察の実施について
説明者	健康福祉部長、健康福祉部理事、健康福祉部次長、 健康福祉部参事、介護保険課長、高齢・障がい福祉課長、 健康課長、健康課副参事 情報戦略局長、情報戦略局次長、企画調整課長
	その他関係参与

## **協議経過**

宮崎委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について」外5件についての説明を受け、質疑の後、聞き置くこととした。

次に「管外行政視察の実施について」を議題として協議し、6月定例会までに管外行政視察を実施するというので決定し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時27分

### ◎宮崎誠委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

## **【伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について】**

### ◎宮崎誠委員長

それでは、「伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

健康福祉部長。

### ●江原健康福祉部長

本日は何かとお忙しい中、委員会に引き続きまして協議会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。案件につきましては、ただいま委員長御案内のとおりでございます。それでは、各担当から御説明申し上げますので、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

### ◎宮崎誠委員長

介護保険課長。

### ●森本介護保険課長

失礼します。本日の資料1－4につきまして誤りがございましたので、PDFデータの資料の差し替えをお願いします。御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

それでは、「伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について」御説明をさせていただきます。本件につきましては、令和5年11月21日開催の教育民生委員協議会で計画（案）について御協議いただいたところですが、今回はパブリックコメントの概要等の報告と最終事業計画（案）がまとまりましたので、お示しいたします。

お手元の資料1-1を御覧ください。1、パブリックコメントの実施概要ですが、(2)意見募集方法から(5)意見募集期間に記載のとおり、計画（案）について意見募集を行いました。

次に、2、意見募集の結果を御覧ください。12人の方から43件の御意見や要望を頂戴いたしました。

資料1-2を御覧ください。頂いた御意見の内容は1ページから13ページに記載のとおりでございます。御意見に対して市の考え方を記載させていただきました。

13ページ、2、計画（案）の修正内容を御覧ください。2か所の修正を行い、計画（案）に反映しております。頂戴した御意見は、今後の高齢者福祉及び介護保険事業を推進する上で参考にさせていただきます。パブリックコメント等の意見を反映した計画案につきましては、資料1-3として添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

恐れ入りますが、資料1-1、2ページを御覧ください。(1)第9期の介護保険料の基準額（月額）でございます。計画期間である令和6年度から令和8年度の給付費等の必要量を見込み、現行の6,318円から約6%上昇の6,715円としております。これは主に後期高齢者の増加に伴う給付費の伸びや国の介護報酬改定率平均2.04%の引上げによるものでございます。なお、保険料軽減のため介護給付費準備基金を8億円取り崩し、月額で約397円の軽減を行っております。(2)の所得区分段階につきましては、今般、国の基準が9段階から13段階へ多段化されたことに伴い、本市におきましては、これをさらに低所得者の負担軽減を行うため、14段階としております。内容としましては、今期第10段階を320万円以上500万円未満としていたものを100万円単位の区分に変更し、第10段階と第11段階に細分化するとともに、第11段階につきましても第10段階と同様に、第12段階と第13段階に細分化いたしました。今期、第12段階、第13段階につきましては、国の基準に合わせ、第14段階に一本化いたしました。(3)の低所得者の負担軽減につきましては、今期の計画と同様に、第1段階から第4段階及び第6段階につきましては、引き続き軽減を図ってまいります。

なお、資料1-4として、「第9期介護保険料率（案）及び被保険者への影響」を添付させていただきましたので、後ほど御高覧ください。

以上、「伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について」御説明いたしました。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎宮崎誠委員長

ただいまの説明に対しまして御発言ありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。すみません、パブリックコメントをたくさん頂いております。

それと、介護保険料も基準額のほうが上がっているということで、いろいろ軽減もしていただいておりますということなのですが、たくさんコメント頂いておりますので、この説明のほうもしっかりしていただかないかなのかなと思うんですが、その辺の縦覧場所は書いてあるんですけども、説明会などどのようにしていくか教えていただきたいと思います。

◎宮崎誠委員長  
介護保険課長。

●森本介護保険課長

介護保険、来年度から改正する予定なんですけれども、周知につきましては、納付書を送る際に御案内を対象の全ての方に入れさせていただき予定でございます。説明会とかというのは、ちょっと今のところ予定してございません。以上です。

◎宮崎誠委員長  
吉井委員。

○吉井詩子委員

納付書とかいろいろ頂いても、私もあまり説明書きをしっかり読むっていうね、読まないかなのですけれども、つい後回しにして、もうそのままということもありますので、できるだけ説明会のようなものをまたやっていただけたらと思います。

あとちょっと細かいことを言うようなんですが、この言葉の解説、いろいろしてもらってあるんですけども、用語の解説なんです、家族介護者への支援の充実というところで、ヤングケアラーへの支援について記述が本編にもありまして、ヤングケアラーについて用語も解説してもらってあります。こちらの計画では18歳未満の子供というふうに年齢を書いてあるんですが、ちょっと私、間違っていたらすみませんですけども、地域福祉計画のほうは18歳って書いてないように思うんですけども、その辺、整合性とか、ほかの言葉でもこっちが長くてこっちが短いとかあると思うんですが、ちょっと根本的なことに関わると思いますので、その辺の考え方を聞かせていただけますでしょうか。

◎宮崎誠委員長  
介護保険課長。

●森本介護保険課長

用語の解説についてなんですけれども、このヤングケアラーという言葉につきましては、この介護保険事業計画と地域福祉計画と用語をちょっと合わすような形で訂正させていただきたいと考えております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長  
健康福祉部次長。

●辻村健康福祉部次長

先ほど吉井委員のほうから御指摘いただきました件、当部におきまして今回たくさんの方の見直しをさせていただいております。これらにつきましては、厚生労働省等で取り扱っている言葉を正確に捉えまして、その辺を整理、最終的にさせていただけたらというふうに思っておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いたします。

◎宮崎誠委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

この子供ということなんですけれども、こども基本法の中で心身の発達の過程にある者ということで、18歳や20歳といった年齢で必要なそういうサポートが途切れないようにという記述があって、これがこれからこども家庭庁ができて、そういう考えで途切れない支援をしていくという考えで子供となっている、そこへわざわざ18歳とつけたということは、こういうことからそれていることなので、どちらを直していくのか教えていただけますか。

◎宮崎誠委員長

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

いろいろ考え方、法的に言いますと、18歳、子供というふうなこともございますし、その辺は検討させていただいて、適切に記載をさせていただくようにしてまいりますので、よろしくお願いたします。

◎宮崎誠委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

分かりました。適切にということ、はっきりお答えいただかなかったんですけれども、もし18歳ということを入れるのであれば、若者ケアラーということ、18から30ということ、加えていただくとかもあると思うんですが、やはり根本的なこのこども基本法の考えというものを入れていただきたいなと思います。

この老人福祉計画のこの中で子供のことをちょっと語っておって何か違和感があるかと思うんですが、やはりこの用語集を見ていて、ヤングケアラーということ、これが何ページに出ているのかなと思ったら、探しまくらないかんわけなんです。この用語集に何ページと書いてあったら、ぱっと見られるんですけれども、それでこれ何とか工夫できないのかなと思って、ほかの計画も見てみたんですけれども、ほかもやっぱりこの用語集という言葉を見て、どこに出ているのか分からんという状況なんです、こういう用語集にページを書くとか、なんかそういう、それか本編のほうに用語集の何番にありますとか、そういう工夫をするということは難しいことなんでしょうか。

◎宮崎誠委員長  
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

確かに用語集つけさせていただいておって、本編見ておって、そこでそういう説明があるのかどうかも分からんというふうなところがございます。成案にするまでにその辺も含めて、どのような記載がいいのかというところをもう一度検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎宮崎誠委員長  
吉井委員。

○吉井詩子委員

この福祉の計画だけでなく、他の計画でもそういったところが見られると思いますので、また検討願いたいと思います。よろしくお願いたします。以上です。

◎宮崎誠委員長  
他に御発言ありませんか。  
野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっと次のやつにも同じところが出てくるので、もうここでぱっと一緒にお話だけしてしまおうと思いますけれども、よろしいですか。大したことじゃないので。

ちょっと見ていて気になったんですけれども、資料のつくり方で1点、これ意見だと思って今後協議いただいたらと思うんですけれども、できれば全課的にですけれども、今の資料でいえば63ページ、次の資料でいけば51ページにP D C Aサイクルって載っていますよね。これって、皆さんここでP D C Aが分からない人多分一人もいないと思うんですけれども、恐らく。市民向けの資料だというのは当然分かるんです。分かるんですけれども、いろいろな資料の中で、今回の資料に限らず、このP D C Aというのが半ページも図柄を示して、今さら取るようなものなのかというのをちょっと僕前々から思っておって、もし言葉が分かりにくいというのであれば、P D C Aをある意味やめたらいいいし、今さらこんなに説明が要るものなのかというと、うーんと思うところもあるので、そういった資料の悪いことをしているわけじゃないんですけれども、ちょっとずつ絶対これ使わなきゃいかんのかなというような発想をぜひとも切り替えていっていただきたいなというふうに思うので、これ成案のときに直せとは言わないんですけれども、ぜひ1回そんな意見が協議会の中で出てきたということを総務のほうにぜひ伝えていただきたいなと思うんですけれども、いかがですか。

◎宮崎誠委員長  
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長  
そのようにさせていただきます。

◎宮崎誠委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員  
分かりました。徐々に資料をよくしていけばいいかなというふうに思いますので、全体の残りの資料の中身に関しては、これも1回協議会を経てパブリックコメントを受けたものですので、僕のほうからは特に意見はございません。以上です。

◎宮崎誠委員長  
よろしいですか。  
他に御発言はありませんか。  
副委員長。

○楠木宏彦副委員長  
パブリックコメントの意見に対して、市がいろいろ答えていただいているんですけども、2点ほどちょっと気になるところありますので、指摘させてもらいたいと思うんですが、まず1つは、パブコメのこの意見内容及び市の考えというところの9ページの29のところに書かれているんですけども、訪問介護はヘルパー不足で必要なサービスを提供できない状況に陥っていると。ヘルパーの待遇を抜本的に改善して、ヘルパー不足を解消するよう市として独自策を講じるべきだというふうにあるわけですけども、それに対して総合事業のサービス単価については、介護サービスの単位設定と同様に設定をしているということで、この要望に対しては今後もサービスを必要とされる方が安心して提供を受けられるよう努めますというふうにあるわけですけども、これヘルパーの対応を改善するとか、あるいはヘルパー不足を解消するといったことについて、独自策を講じるべきだと、こういったことについて特に書かれていないんですけども、その辺は市はどういう考え方なんでしょうか。

◎宮崎誠委員長  
介護保険課長。

●森本介護保険課長  
こちらの説明にあるように、支援できる部分でということで一応取組を書かせてはいただいております。確かに抜本的に改革をという面についてはなかなかちょっと答えにくい部分はありましたんで、そういった御意見というのは今後、施策の中で取り組める事業が

あれば検討していきたいとは考えております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長  
副委員長。

○楠木宏彦副委員長

市として独自策を講ずるべきだというような指摘もあるので、これについて検討してもらわなくちゃいけないなと思います。

もう1点ですけれども、11ページ37の介護保険会計の9億円に上る基金を使い、介護保険料を引き下げてほしいというのがあるわけですが、これについても市の答えとしては、被保険者の介護保険料の負担軽減を図るために、この介護保険準備基金については活用をしておるといふふうに書かれているだけなんですけれども、もう少しこの辺はどの程度の基金を使って、どの程度の負担軽減があったのかということについても、もう少し詳しく書く必要がある。もちろんここだけでは書き切れないところあると思うんですけれども、それについてはどのようになっているんでしょうか。

◎宮崎誠委員長  
介護保険課長。

●森本介護保険課長

委員御指摘の確かに質問からの答えに対しては、ちょっと言葉足らずの部分があるかも分かりませんが、一応趣旨としては全て介護保険料の軽減に一応使わせてはいただいておりますということで、一応お答えはさせていただいたんで、そこを具体的にという部分までは、ちょっと記載は控えさせていただいたんで、御理解いただきたいと思います。

◎宮崎誠委員長  
暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

◎宮崎誠委員長  
休憩前に引き続き、会議を続けます。  
介護保険課長。

●森本介護保険課長

基金を全て取り崩してという御質問でよろしかったですか。

○楠木宏彦副委員長

いやいや、そういうことじゃないんですけれども、どの程度取り崩しているのか。



●森本介護保険課長

確かにうちとしては使えるだけ一応基金を取り崩してということなんですけれども、ただ……。

◎宮崎誠委員長

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

これまでの計画ですと、前期で残っておる基金を全て投入することで介護保険料の軽減を図ってきたところでございます。ただ、今期につきましては、その介護保険の今回の期の途中で再度……。今回報酬改定があるということは先ほど課長が説明させていただきました。来期に当たりましては、途中でその改定がある可能性があるということを国から示されておりまして、ですので基金については一定程度の保留しておくようにということ、国のほうから通知があったというふうに聞いております。ということで、今回、一定程度残させていただいて、あとは全て投入させていただくということでさせていただきます。

◎宮崎誠委員長

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

はい、分かりました。ありがとうございました。そこら辺のところも、もう少ししっかりやっているんだよということを書いていただければありがたかったなと思います。ありがとうございます。

◎宮崎誠委員長

よろしいですか。

他に御発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎宮崎誠委員長

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

**【伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）のパブリックコメントの結果について】**

◎宮崎誠委員長

次に、「伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）のパブリックコメントの結果について」御協議を願います。

当局から説明をお願いします。

高齢・障がい福祉課長。

●奥野高齢・障がい福祉課長

それでは、「伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。

資料2-1を御覧ください。「1 パブリックコメント実施の概要」を御覧ください。本件につきましては、（1）意見募集した案件のとおり、令和5年11月21日開催の教育民生委員協議会で御協議いただきました計画案について、（2）意見募集方法から（5）意見募集の期間に記載のとおり実施をいたしたところでございます。

次に、「2 意見募集の結果」を御覧ください。お二人の方から14件の御意見を頂戴いたしました。

2ページの「3 意見内容及び市の考え」を御覧ください。2ページから5ページにかけて寄せられた御意見の内容、意見に対する市の考え方について整理をいたしております。意見による計画案の修正を行った項目につきましては、7項目となっており、主には表現の追加等を行ったところでございます。

5ページの下段、「4 計画案の修正内容」を御覧ください。5ページから8ページにかけて、パブリックコメントの御意見を踏まえ修正するもののほか、教育民生委員協議会にて頂戴いたしました御意見を受け、修正する内容を記載しております。なお、本件につきましては、パブリックコメント実施後、令和6年1月11日に伊勢市障害者施策推進協議会を開催し、御審議をいただいたところでございます。また、修正後の計画案を資料2-2として添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上、「伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎宮崎誠委員長

ただいまの説明に対しまして御発言ありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

すみません、ちょっと細かいことなんですけれども、23ページのいろいろ書いてあるんですけれども、「障がい者就業・生活支援センター」って書いてもらってあるんですけれども、ほかのところは「あゆみ」でありますとか、「ハローワーク伊勢」とか書いてある、「いせ若者」とかって書いてあるので、ここも「障がい者就業・生活支援センターいくる」というふうに具体的な名前を書いてもらったほうがいいかと思うんですが、いかがですか。

◎宮崎誠委員長

高齢・障がい福祉課長。

●奥野高齡・障がい福祉課長

委員仰せのとおり、伊勢地域のそういう地域の担当の名称と言いますか、その箇所の部分はそのようなことですので、そのような方向で変更させていただければと思っております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

この「いくる」さんは就業してからも支えてくれるところでも、本当にたくさんの人に知っていただきたいと思っておりますので、県の事業なんですけれども、きちんと名前を書いていただきたいので、よろしくお願いいたします。

あと、それから地域生活支援拠点に関して、大変熱心に皆さんが取り組んでいただいています、感謝申し上げたいと思うんですが、この役割として緊急時の受入れということがあるんですが、この緊急時って災害時ということも含むというふうに理解しているんですが、よろしいでしょうか。

◎宮崎誠委員長

高齡・障がい福祉課長。

●奥野高齡・障がい福祉課長

この地域生活支援拠点の国の制度上の話ということでいくと、障がい特性に応じたり、御家族の部分の話であったりということでの緊急時ということなんですけれども、当然お一人お一人その災害時の部分のお話ということも不安に思われることも多いと思っておりますので、その辺も併せて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

個別の避難計画でありますとか、そういうことの情報共有もまたしていただきたいと、そういうふうに深めていただけるんやというふうに理解しています。

すみません、42ページの相談体制のところでも相談支援事業が集約・拠点化と書いてあるんですけれども、これはどういうことですか。

◎宮崎誠委員長

高齡・障がい福祉課長。

●奥野高齡・障がい福祉課長

障がい者相談支援事業ということで、地域のそういう相談センターということで委託を

させていただいている部分がございまして、そちらのほうを一元化というふうなことで進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長  
吉井委員。

○吉井詩子委員

計画はこのとおりでいいかと思うんですけども、ちょっと若干地域に根づいてやってもらっておって、でも実際行ったらお留守やったということもあって、一元化ということも拠点化ということも理解できないこともないんですが、やはりそれで何箇所も行かないかんようなことになったりとか、そういうことにはつながらないのか、ちょっと心配な面もあるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎宮崎誠委員長  
高齢・障がい福祉課長。

●奥野高齢・障がい福祉課長

地域のその相談支援センターにつきましては、利用者の方、年々増加しておるとともに、その障がいの重度化、また発達障がいや医療的ケアの必要なお子さんなどの増加に伴いまして、相談のニーズというのが非常に多様化、複雑化しております。そのことで相談支援に係る専門性というのが必要になってくるように考えておりまして、その相談窓口を集約化、拠点化することによって、主任相談支援専門員であるとか精神保健福祉士であるとか、そのような専門職を配置しまして、専門職の視点による一貫した相談支援のほうを行ってまいりたいということで、そのような形で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長  
吉井委員。

○吉井詩子委員

分かりました。そのようにやっていただいて、どういった課題が出てくるかということをもたまたこれからいろいろと検討していただきたいと思います。以上です。

◎宮崎誠委員長  
他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長  
他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

## 【第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）のパブリックコメントの結果について】

### ◎宮崎誠委員長

次に、「第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）のパブリックコメントの結果について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

健康福祉部参事。

### ●小林健康福祉部参事

それでは、「第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。

資料3-1を御高覧ください。「1 パブリックコメント実施の概要」についてです。本件につきましては、（1）意見募集をした案件のとおり、令和5年11月21日開催の教育民生委員協議会で御協議いただきました計画案について、（2）意見募集方法から（5）意見募集の期間に記載のとおり実施をいたしたところです。

次に、「2 意見募集の結果」を御覧ください。お一人の方から18件の御意見を頂戴いたしました。

2ページの「3 意見内容及び市の考え」を御覧ください。2ページから5ページにかけて、寄せられた御意見の内容、意見に対する市の考え方について整理をいたしております。意見による計画案の修正を行った項目につきましては8項目となっており、主には表現の追加及び相談と統計件数の資料等の追加を行ったところでございます。

5ページの下段、「4 計画案の修正内容」を御覧ください。5ページから6ページにかけて、パブリックコメントの御意見を踏まえ、修正する内容を記載いたしております。なお、本件につきましては、パブリックコメント実施後、令和6年1月12日に伊勢市地域福祉計画推進委員会を開催し、御審議をいただいたところでございます。また、修正箇所を抜粋し、一覧表にまとめましたものを資料3-2として添付をしておりますので、後ほど御高覧ください。

以上、「第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。何とぞ御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### ◎宮崎誠委員長

ただいまの説明に対しまして御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

## 【第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について】

### ◎宮崎誠委員長

次に、「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

企画調整課長。

### ●中内企画調整課長

それでは、「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。本件は、昨年11月、各常任委員協議会でお示ししました第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果等を御報告するものでございます。

資料4-1を御覧ください。1に記載のとおり、パブリックコメントにつきましては、令和5年12月1日から1か月間実施をいたしました。実施に関する周知方法は、③周知方法のとおりでございますが、11月の協議会で説明したものに加え、イオンタウン伊勢ララパークに設置しておりますデジタルサイネージ「わが街NAVI」においても、周知を行ったところでございます。

2ページを御覧ください。（2）意見募集の結果でございますが、お二人の方から4件の御意見を頂戴いたしました。意見による計画案の修正については、（3）に記載のとおり、計画案の内容に係る修正はございません。

パブリックコメントの御意見と御意見に対する市の考え方について御説明いたしますので、資料4-2を御覧ください。進行管理に係る御意見、これまでの共生ビジョンの経過に関する記載に係る御意見、目標値の設定に係る御意見、また新たな取組についての御意見を頂き、それらに対する市の考えについては記載のとおりでございます。結果といたしましては、御意見を受けての共生ビジョンの修正等はございませんが、頂いた御意見は各市町で共有し、今後の各取組の参考とさせていただきます。

資料4-1、2ページにお戻りください。2のパブリックコメント後の対応についての（1）計画案の修正（パブリックコメント以外）についてでございます。これは、取組事項「伊勢志摩地域への旅客誘致」について、連携市町に大紀町を追加するものでございます。大紀町以外の圏域7市町につきましては、これまでも公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構において連携事業を進めておりますが、令和5年12月に大紀町が特別会員として参画することが決議されましたことから、共生ビジョンにおいても連携市町として位置づけるものでございます。

なお、資料4-3として、修正箇所のみ抜粋しましたビジョン（案）を添付しておりますので、御高覧賜りますようお願いいたします。

次に、（2）第4回伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会についてでございます。1月17日に共生ビジョン懇談会を開催し、パブリックコメント意見の取扱いに係る御審議をいただきました。また、同日付で第3次共生ビジョン（案）について、適当であるという旨の答申をいただいております。

最後に、3、今後の進め方でございます。今回の各常任委員協議会における協議をいただきました後、各市町の議会に定住自立圏形成協定の変更に係る議案を提出し、議決が得られましたら、3月下旬に本市と該当する各市町との間において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結いたします。この協定変更を受け、第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンを策定・公表いたしたいと存じます。

以上、「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げました。御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎宮崎誠委員長

ただいまの説明に対しまして御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

**【第2次伊勢市自殺対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について《報告案件》】**

◎宮崎誠委員長

続いて、報告案件に入ります。

「第2次伊勢市自殺対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について」当局から報告をお願いします。

健康課長。

●谷健康課長

それでは、「第2次伊勢市自殺対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。資料5を御覧ください。本件につきましては、1、意見募集した案件のとおり、令和5年11月21日開催の教育民生委員協議会で御協議いただきました計画案について、（2）意見募集方法から（5）意見募集の期間に記載のとおり実施をいたしましたところです。

次に、2、意見募集の結果を御覧ください。お一人の方から1件の御意見を頂きました。

2ページの3、意見内容及び市の考えを御覧ください。寄せられた御意見の内容は、いじめ対策や生活困窮者支援などに関する御意見でございます。2ページから3ページにその御意見と市の考えを掲載させていただきました。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。意見に対する計画案の修正につきましては、ございません。お寄せいただいた貴重な御意見は、今後の自殺対策を推進する上で参考にさせていただきたいと考えております。

以上、「第2次伊勢市自殺対策推進計画（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。説明は以上でございます。

◎宮崎誠委員長

本件は報告案件であります。特に御発言ありませんでしたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【おたふくかぜワクチンの公費助成について《報告案件》】

◎宮崎誠委員長

次に、「おたふくかぜワクチンの公費助成について」当局から報告をお願いします。

健康課副参事。

●北村健康課副参事

それでは、おたふくかぜワクチンの公費助成につきまして、お手元の資料6に基づきまして御説明申し上げます。おたふくかぜワクチンにつきましては、1989年4月にMMR（麻疹・風疹・ムンプスの混合）ワクチンとして予防接種法上の定期接種が開始されましたが、接種後の副反応の問題から、1993年4月に定期接種が取りやめられ、現在は任意接種となっております。

おたふくかぜ（ムンプス、流行性耳下腺炎）は、国や日本小児科学会から、感染力が強く、定期的な流行の懸念や、り患による髄膜炎、脳炎・脳症発症、難聴などの後遺症に関する様々な報告がなされています。このことから、現在も国において定期接種化に向けた検討が行われている状況です。県内市町では、任意接種であるものの、接種費用の一部助成を実施する自治体もあり、本市においても種々検討してまいりました。

このたび、令和5年10月3日開会の教育民生委員会における審査を経て、同月10日開議の市議会定例会本会議において、「令和5年請願第3号 おたふくかぜワクチンの公費助成に関する請願」が採択されたことを重く受け止め、来る3月市議会定例会に助成に係る新年度当初予算案を提出することといたしました。

以上、「おたふくかぜワクチンの公費助成について」御報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎宮崎誠委員長

本件も報告案件であります。特に御発言ありませんでしたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後0時06分

再開 午後0時07分



◎宮崎誠委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**【管外行政視察の実施について】**

◎宮崎誠委員長

それでは、「管外行政視察の実施について」を御協議願います。本件につきましては、6月定例会までに継続調査事項以外の項目で視察を実施する場合は、3月定例会での議決が必要となりますことから、御協議をお願いするものでございます。まずは、6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言がありましたらお願いいたします。

野崎委員。

○野崎隆太委員

実施する方向で調整をいただければと思います。もちろんその時期が6月までじゃなくてもいいんですけども、6月までも含めて実施する方向で検討いただければと思います。

◎宮崎誠委員長

ほかに御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

暫時休憩します。

休憩 午後0時09分

再開 午後0時09分

◎宮崎誠委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

管外行政視察については6月定例会までに、もしくは時期を見て実施することに決定いたしましたして御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

管外行政視察を実施するということを御決定いただきましたので、視察項目につきまして御協議願います。

視察項目につきまして、特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

暫時休憩します。

休憩 午後0時10分

再開 午後0時11分

◎宮崎誠委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

視察項目の御希望がありましたら、2月13日火曜日までに正副委員長または事務局に申出をお願いしたいと思います。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後0時11分